

二月十八日(第24日)

一 開議及散会時刻 (自午前八時五分 至午後五時五分)

一 出席議員は次の通りである

議席氏名	議席氏名	議席氏名	議席氏名
四 番 庄真 慎祐	一 番 仲本 正重	六 番 菅山 伸太郎	
五 番 中山 勝豊	二 番 范城 清善	七 番 安次 盛信	
六 番 安田 良朝	三 番 中里 幸助	八 番 稻嶺 盛三	
七 番 崎間 健一郎	四 番 松本 利定	九 番 尾里 敏行	
八 番 知花 正次	五 番 山本 朝徳		
九 番 米須 清祐	五 番 天久 盛准		

一 欠席議員は次の通りである

一 番 仲村 春正

一 市町村自治法第111条の規定による会議事件説明のため出席しなかった議員は次の通りである

村長 仲村 春勝 助役 栗屋 真徳 財政課長 当山 全孝
 総務課長 澤 敏安 建設課長 桑江 良徳

一 本会議の書記は次の通りである

書記長 松川 正義 書記 照屋 敏 書記 崎原 正義

一 議事日程は次の通りである

日程第一 諮問第一号 村屠場改良にかんして

日程第二 諮問第二号 村公設市場設置にかんして

日程第一 陳情第一号 此處川名橋の架設方陳情に付

日程第二 諮問第一号 村有地(旧普同国民学校敷地)買入要綱に付

会議の顛末

議 長 出席一名あり。又市自治法第五十三條の規定に依り
議決を成し致し。又片岡 周会するに致し
(午前一時五分)

日程第一 諮問第一号 村有地買入に付 疑
質疑入るに 財政委員会に付託の上 審査を願ひ
別紙の通り 財政委員会に報告が参りあり。又
書記を朗読せしむ。

財政委員長の報告を求めし。

財政委員 本案に付 一月二十日の本会議におき 当委員会に付託せし
二日、三日、四日、五日の四日間に行われ 審査の結果 別紙
報告書の通りあり。詳細に付 疑の故 階にお
答を致し。

議 長 質疑を願ひし。

一五番 現在の敷地の東側の土地購入に付 可能あるかどうか、
又片岡 周会するに付 其の財源に付 問はし。

財政委員長 課長の語に 東側の土地購入は可能あるに、又現在の着場は
老朽化に付 時期的に中台期に達し 改築の必要あり
の、財源は積立金から繰出せしむ。

一七 畜 戸費を投入し改築するが、改築後の利用度が現在と増すのでは、

敷地関係 現在の利用者が使用するが、現在と増すと思っております。

戸費の莫いがあるが、これは村の基本財産であります。

一八 畜 位置の莫いから、戸費を投入し改築するが、現着場の所に改築
の場合、発展性のあるが問題である。

参考図の菅天間裏町の所は、200~300米位の下水と水道部の下
の方を中心敷地は可能であると思っております。その莫検討するが、

敷地関係 消費地に近い可能の場所を検討致すべから、環境衛生上不
適当であり、又住民の飲料水の汚染等も不可能である。

それに新しく土地を購入しその地を出来、道路も新設しその
出来の中心、現在の所があるが、現敷地の使用し、改築して
発展性があるが、消費面の問題があるが、版を潰すのは朝の一時
間位であります。

一八 畜 水道部に汚染が流れてくることあるが、下水を設置すれば問題は
ない。菅天間の業者の中には、現着場で使用するが、小規模の着
場々使用している業者が、

敷地関係 現在の設置が小さいが、他の着場々使用している業者の話も
あります。現在の使用者は17名で、その内16名の方が現敷地
に改築を希望している。又、新しく東側に土地を購入
すれば、水源の節減にもなる。現着場の適当である。

一九 畜 技術的に汚染をどうにも出来ず、しかし排水工事も米須工の

反対の意見です。水道利用者が少ないから

ハ 審 時期的に台見期を過ぎているので、早急に改築しなければ出来ないので
 二七〇あり又委員会にその旨の結論を出してあります。
 予算の裏付けは基本財産から繰り出せば、建築土地購入費の見
 通の付のりから、撤回するのではどうかと思ふ。天体の額はどうか
 と思ふが。

取次員 土地工事費にのみ、以て、概算の予算との関係があるから、因りて
 行 長 土地工事費の数字を出した場合、競争の場合因りて、その数字
 の裏付けは、指し方が長くなる。

議 長 暫休致しませう(午後一時〇分)

〃 再開致しませう(午後一時五分)

〃 外に質問はありますか。おそれば、質疑を打ち切りたいと思ひます。
 質疑の申し出は、ありません。

〃 御質疑の申し出は、認め、質疑を打ち止める致しませう
 今が討論に入ります。

ハ 審 本業は時期的に早急に解決しなければ出来ず、問題があり、又利用
 度が高ければ、早く解決しなければ、今迄の話し通り、管理面を
 充分に任せ、禍のない様に早急に設置いたすべし、と要
 望し、委員会の案通り、答申を二七〇で賛成致しませう

〃 審 本業の要望致しませう。改築事は老朽化にあり、早急に改築の
 必要がある。時期は明年の秋まで、本会新年度に改築したい。

	「」を希望致します。
議長	委員会報告の御意見は外におかれず、おしほ討 論を打ち切ると思っております。
	異議ありの者あり
	御異議のありの討論を打ち切ります。
	この諮問第一号村屠場改築にかいて表決を行います。
	委員会委員の答申を以て御異議がなせん。
	異議ありの者あり(全員)
	御異議のありの諮問第一号村屠場改築にかいて委員会委員の答 申を以て決定致します。
議長	暫休致します(午後二時三七分)
	再開致します(午後二時一分)
	日程第二号諮問第一号村公設市場設置にかいて議題を致します。
	質疑に入ります。総工委員会に付託の上、審査をお願いいたします。
	別紙の通り総務委員会報告の参りしております。
	書記の朗読をいたします。
	総工委員長の報告を求めます。
総務部長	本業にかいて二月二日の本会議において、当委員会に付託して三月 二日、四日、五日の五日間におかれ審査の結果、別紙報告書の 通りであります。詳細については、おしほ資料の質疑を承ります。

議長	質疑を願います
	一、大春の出席を報告致します
一〇番	一般建造物の真先に設置する必要のあるものはあるか、時期はいつ、又その構想についてお聞かせ願います
総務部長	真先に言うことは、この地域の受入にも、市場は真先に設置すべきです
一〇番	市場については、受入にも関連するもの、構想については、何時頃からする、时期的に見直しを願います
村長	この案は、今度の予算で設計費を頂いて、新しい年度でやります
一〇番	敷原については、積立金から繰出しますか
村長	今の所、敷原については考えません
一〇番	便所の件については、公衆便所の関連はどうか
総務部長	市場内の便所については、公衆便所の性格を保持する方がよいと思っております
八番	市場は消費的に生産物の販売の役割は大きい、面積については、百坪、車置場は五十坪を目的と定めて敷地の取扱いをどうするか
総務部長	この規模の出発点については、ある程度目的を定めて、規模の妥当性を認めます
八番	車置場の五十坪は適当かどうか、又将来の規模を言いかねない
総務部長	車置場については充分です、農産物市場については百坪あれば、持込農産物の処理は出来ると思っています

一〇 審 村営の結論に於て 市場の設置は、その他の建築物に較び市場
 念 受入に於ては 受入要綱を適用するものとする。

総務課長 受入に於ては 検討の必要あり。後、条例、規程等が出来れば、それ
 規制する。

八 審 敷地の受入要綱があるが、市場の場合にどう受入するのか
 総務課長 条例を制定し、やるべき。業が出来ておらず。

一〇 審 この図面は最終的な図面であるのかどうか
 建設課長 最終的かどうか、これはどうも、市場の位置は、これは、この
 場合は変更し、なければ出来ない。

九 審 首公誘地に於て、四〇坪の区切りはどうかと思うが、
 建設課長 首公誘地は、個人に貸せよう。

議 長 暫休時間(午後一時四十分)
 再開時間(午後一時四十分)

一〇 審 規模の(イ)に於て どういうことに於て考慮が必要か
 総務課長 当局の計画にあるのは、四坪と四坪だが、委員会では、多
 人に貸すための構造を考慮する必要がある。

一〇 審 棟の草の内部の区切り考慮
 総務課長 はい、内部の区切りあり。

一〇 審 業種別に於て 幾坪のものを考慮に入れたいか
 総務課長 規制を受けるのは(魚肉)類はない、最低限二坪の区切りがある。

四軒取のある他の店舗の場合の税制はあつた。

議長 大体賛同の方向でありませう。質疑を打切りたい。

〃 異議あるの呼ぶ方があり。

〃 即異議があるか認め質疑を打切らざるを致しませう。

〃 是を討論を願ひませう。

八番 賛同の人は、條例案を出さないで、いふことあり。又実際運営に当つては案上に則ち準備運営せよ。この案は村公設市場にするべきが眼目であり思ひませう。一日早く設置するを要望致しませう。委員会案に賛成ありませう。

八番 本案は住民の要望による問題あり。むしろ市場を設置するに遅い位である。今や出まふかたの問題は資金等の関係を示引くと思ひませう。さうした事業は一つの救済的の事業である。起債の案も考へらるべき。一日早く設置し、税外収入を入手すべきと思ひませう。出来ば今年度に設置をかりたいことを要望し、委員会案に賛成致しませう。

議長 外に御意見のふりかた。討論を打切らばと思ふが。

〃 異議あるの声あり。

〃 即異議があるか認め討論を打切らざるを致しませう。

〃 是を諸君も村公設市場設置にたいして表決に行はせう。

〃 本案、委員会案に賛成するに即異議あるせんが。

異議の申し出

議長 即ち異議の申し出、諸同第1号村公設市場の設置にかいて
委員会案通りを申すことに可決を定致します。

〃 番原所の件にかいて要望致します。

前年度の場合に公衆便所の問題を論じながら、来年度の予算を
待たずに早急に設置いたすべし。

議長 日産第一、陳情第一号此處の長橋の架設方陳情にかいてを議
題に致します。

本案の経工委員会に付託の上、審査をお願いしたいありなれど、別
紙の通り経工委員会別報告が参っております。

書記の朗読をします。

〃 経工委員長の報告を求めます。

経工委員 本案に於いて、11月15日の本会議にかいて、当委員会に付託され
11月16日、17日、18日、19日の4日間に行われ、審査致し、結果別紙
報告書の通りであります。詳しいことは、11月15日質疑に充て
ておきます。

議長 質疑に入りませう。

〃 番 不採択の理由にかいては、分木工事をするに依り、
通常道路が狭くなるので、現地を見れば、欄干の必
要がある。又、回廊の案があるが、台帳上のものか、新築上の回
廊があるかどうか。

幹事長	どうなう構想の暗架であるか、この暗架の蓋があれ ば、橋と工場の思ひます。
	河面の台帳上のものがある。
一〇 審	道路の河面の併合があるが、以前よりある道路であるのか、又戦 争前よりあるものがあるのか。
助 役	戦争からの一箇道路の河面であるようである。
議 長	暫休願致します(午後二時二〇分)
	再開致します(午後二時三十分)
一〇 審	この陣情の趣旨は、通常道路、危険除去にふつてあるが、それを 整備する見通しがあるかどうか。
村 長	安全策として、村長の稟に政府に接済すれば可能であると思 う。原稿の稟に、この危険度の増すこと、台帳上の河面もある ので、これを補修にも良いと去うことあれば、村長にも可能で ある。
委員長	この中で、これは暫定的な道路といふ。本年度予算で可能である の建設課長の説明を聞いておく。
一〇 審	これは通常道路であるが、遮断工が必要で、それに代るべき道路を 新設することは可能かどうか。
建設課長	河面上の一箇道路があるに、巨費的にも短く、本年度予算で可 能であると思っております。
八 審	陣情の趣旨から、道路の遮断は、現在危険であり、これを

不便のあるところ、橋を架かすにたいしての不便があるが、

委員会には不採択にはあるが、

この架橋は不可能であるが、陳情の趣旨に代るべき道路を
新設するに去るべき、採択すべきに思ふが、

委員長 委員会においても問題にふりかへたが、陳情の趣旨が危検の除去
のため架橋に異れ、その危検性にかいては認めらるが、

陳情の目的が架設にふつておられる、不採択にいた。

議 員 暫休致します(午後三時五分)

〃 再開致します(午後三時四十分)

〃 大体質問のたのめありですが、質疑を打切つてまゝ。
異議なしの事あり。

〃 所望議のふり、質疑を打切つて致します。

〃 討論を願います。

一〇 番 通常道路の遮断より、危検性があるの、架設に異れ、趣旨
にあり、架橋を架け、場合のこの危検性の増すのを
又、利いは、分水訂居にあり、架設に異れ、無駄にあり、

幸、この台帳上、同一道路のあり、それを補修すれば

通常道路は解消する、一日も早く実現にあらうべきを

要望に、委員会委員、不採択するに賛成致す。

一七 番 実際に調査し、危検のあるところ、早く分り、一日も
早くこの問題を解決にあらう。

又五号線的安全策を早急に政府に接済に設置して貰いたい。
 議長 他にありませんか。なければ討論を打ち切りたいと思っております。
 異議ございませんか。
 〃 即異議ございませんか。討論を打ち切ります。
 〃 本日陳情第一号比治川長橋の架設方陳情にかいて表決に付します。
 〃 委員会案通り不採択するに即異議ありませんか。
 異議ございませんか。
 〃 即異議ございませんか。陳情第一号比治川長橋の架設方陳情にかいて不採択するに決定致します。
 〃 日程第四、諮問第一号利有地(旧普天間国民学校敷地)買入要綱にかいて議題を致します。
 本業は総務委員会に付託の上、審査を希望してありました。別紙の通り、総務委員会から報告が参りあります。書記をして朗読せしめます。
 〃 総務委員長の報告を承めます。
 総務委員長 本業にかいては去る二月十日の本会議において、当委員会に付託され二月十日、十四日、十五日の三日間にわたり、審査の結果、別紙報告書の通りであります。審査の途中において、ミスのあるのを当局から指摘された。最初の案と違ふ所があるのを御了承願います。

尚、詳しいセキの採掘は皆様の疑に依ると思っております。
議長 質疑を願います。

10番 第1条の契約に於て、契約する場合は使用許可書を提示する
のが妥当かと思つた。

総務課長 許可書を出すのは、村長は自分で発行するものは分るので、その
必要はない。しかし、他府の発行する許可書があれば当然必要はないが、

議長 只今定刻四時であるが、時間延長に審議を願つて思ひ
ますか。

異議なしと呼ぶ方があり。

11番 御異議がぶつたので、時間延長に審議するに決意致し、
総務課長 契約は普通路契約であり、一定の幅があるが、今回はYKK
のは規制する道路は五号線添へ中心の道だけあり、それ

が、始めに協定しなければならぬといふことを述べたが、
協定は建築基準法に示すところの認可へ、

基準法の中に示すところだが、内容は協定があるが、真中の
道路幅を協定し、小工道にはその幅を協定があるといふ場合

は、センターに行く方がないといふもの、
道路幅は同じ所は縮んで、その幅に合わせるという幅を
もたせる。

10番 第1条の関係規定に於て、第9条の高さの規制構造

積貨(木造、コンクリート)何れも良いが、今から受入れするの
 耐火に及ぶ建築物にしたい方がよいと思うが、
 木造は 委員会に詳しい作中に出るが、規程、建築基準
 委員会の研究に付いてどうしようかをせよければ出来るかの請法規
 建築物にたいし受入委員会に話しやらねば出来ぬ問題である。
 〇高の規制にたいしてその範囲は受入委員会がやる。

一〇 審 委員会が審査に付く場合、規程がその中心、明文化する必要は
 維持種の規制があるから、全部が全部コンクリートにすれば出来ぬと
 なる。かなりの町の発展の阻害を受ける。

一〇 審 木造建ち、コブ当りては町の発展に阻害しないとして、最初から
 耐火の規制をする必要があると思うが、
 建設課 耐火には出来ればコンクリート建が良いが、受入れの阻害をして
 いかぬ。委員会が話し、言ければ良い結果がせれると思ふ。

一〇 審 委員会に話し、最終決定をする。那覇の称うくタク、コンクリ
 ートの町の発展から好むべき。又耐火の面から考へてお、中
 間耐火の方がよいと思う。

建設課 耐火の面からすればコンクリートがよい。しかし木造建であった
 コンクリート建おも言いかねある。

一〇 審 火災の場合、類焼の虞もある。

一七 審 標準面積 = 階建てを以て、その要綱に於いて人の方を
 甲乙の場合、我れ先に木造の場合、大受用する。又四〇坪に

	小工の階建を築く場合、目的に達しない人の規則を特別 明示しな方がよいと思ふ。
議長	委員会のものは、単なる代表のほかに専門家がいないと、我々の 考の方より、委員会は大きく持つべきを考へる場合、その 他人をいふと思ふ。
	尚、我々が考へないことも生れて来るべきである。
議長	暫休總致しませう(午後四時三十分)
"	再開致しませう(午後五時一五分)
一五番	第九條の二号(劇場)、四号(バー)は風俗営業用建物に含むべきか、 映画館は劇場の同一と見ていい。
一五番	様式第一号は、他の如何の理由があつても、要議の申し立てを致 しなせんかあるが、正当な理由があつても。
議長	諸規程にマッチしな返す場合、理窟何にその場合に色々 の理論が出て来るか。
一六番	第九條の雜則は、應検討する必要があると思ふ。
議長	暫休總致しませう(午後五時三十分)
"	再開致しませう(午後五時三十分)
一七番	様式第一号にハイン、手持資金があるが、何による検討か。
議長	これは委員会にハイン検討の中と思ひます。
一八番	第九條の告示の日の見直しについて。
利長	告示の日は見直しはつたか。

10 春 敷地の地均も大体済んでいる。ある程度の日戻りも思いますが、
お、何月頃か。

村長 録々業が出来るのが一週間、委員会一週間、議決一週間と
去つたうへに行けばいいが、四月の上旬頃か。

11 春 四月の上旬頃にあるとよいとあるが、現在普公所が予想より
早い所は可。

村長 電の公社と、登記所その他には順木を建てたいと去る人も
お。

議長 大体賛成の方向にありますが、質疑を打切りたいが、
異議ありと呼ぶものあり

〃 即質疑のふいふを質疑を打切ることに致しませう。

〃 本日討論に入ります

12 春 本諸問案件は受入の本要綱にありませうが、委員兼に賛成。
敷地の地均も済んでいる。所有財産を早急に償還あらためる
ために早急に受入れられるよう御努力を願う。

議長 他に御意見がなければ討論を打切りたいと思っております。
異議ありと呼ぶものあり。

〃 即質疑のふいふを討論を打切ります

〃 諸問第一号所有地(旧普天同国民学校敷地)受入要綱についてを
表決に行います。

〃 委員会兼通海申すべく即質疑ありませう。

異議なしの呼ぶものあり。

議長 所異議なきを認め、諸日第一号材有地(旧普天国民学校敷地)

買入要約書に付いたを委員会案通り答申するに決定致す。

追加議案がなっておりません。日程に追加を願います。

議案第五号(日程第九)に、真狩澤村区職金支給條例の一部を改
正する條例

議案第六号 議会議員の研修規程案に付いて(日程第十)

選挙第一号 買入委員会の委員選挙に付いて(日程第十一)にお
お致す。

只片大時二十分を回におります。本日、日程は以上で
終るに致す。明日は午前十時和再開致す。

散会(午後六時五十分)